

中世日本の謀叛について

——大逆罪・内乱罪研究の前提として——

新井 勉

はじめに——天皇御謀叛という奇語

一 公家法の謀反

(一) 前史

(二) 鎌倉開府以後

二 武家法の謀叛

(一) 御成敗式目

(二) 追加法

おわりに

はじめに——天皇御謀叛という奇語

古代中国の律は、社稷（皇帝）を危うくせんと謀る謀反と、国（本朝）に背き偽（正統ならざる王朝）に従わんと謀る謀叛を明確に区別した。これに倣った古代日本の律も、国家（天皇）に対する謀反と、国（本朝）に対する謀叛の二つを区別した。しかし、法文上はともかく、謀反は君主その人を危うくせんとする場合に加え、君主の位（君主の権力や現王朝）を危うくせんとする場合を含むから、自ずと本朝に背く（本朝から離反する）謀叛との区別が曖昧になりやすかった。広大な大地の遠隔の地に偽王朝が出現したり、蜿蜒たる国境の外から数しれぬ蕃族が侵入したりする大陸と異なる、狭小な島国にあつては、なおさら概念上の混同が起ることを免れなかった。

明治末期、文芸評論家の笹川臨風が「謀叛論」の中で、律は謀反と謀叛を区別するが、謀反は「皇室に対する反逆なり」謀叛は「国に背く反逆を云へるなり」と、両者の内容を簡単に捉えてみせた後「其後、対外関係の薄くなれると、もに、此二者は混同せられて、其間に又差別なし。苟くも当時の政府に対して戈を執るものは之を称して謀反人と呼べり。故に太平記には天皇御謀反と云へる奇語さへも生ずるに至れり」と論じている。¹もつとも、謀反を皇室に対する反逆だと捉えるのはごく一面的で、謀反は君主に対する攻撃のみならず君主の権力（現王朝の支配）に対する攻撃を含むから、政府に対して戈を執るものは元々真正の謀反人である。誤りはあるが、臨風のいう、謀反と謀叛の混同が対外関係の希薄化によるものだという見方は、これまでの一般的な見方である。すなわち、対外関係の希薄化により、謀反と謀叛を区別する必要も実益もなくなったとみるのである。

この点について、古代史家の青木和夫氏は「反は手を裏返す意、叛は反と半を合せた字で、半は分ける意。従つて

反は積極的で君主や朝廷への攻撃、叛は消極的で君主や朝廷からの離脱を意味する」と字解した後、しかし「反と叛とのこのような区別に対応する日本語はなく、両者は漢字の音で区別するほかはなかった。一般に君主に対する叛逆を意味する日本語のソムクは背を向ける意で、反より叛に近い。従って律令制が崩壊した平安後期以後は謀反も謀叛と書かれ、すべてムホンと読まれた」と説明している^②。この説明はわかりやすく、二つの語を区別する必要や実益がなくなったという事情とは別に、元々謀反と謀叛の二つが混同されやすい理由を説明して説得的である。

平安後期の辞書として有名な橘忠兼編『色葉字類抄』は、無の篇の疊字（漢字の熟語）の筆頭に謀反をおき「謀反ムホン、謀叛同、背本朝」と記している^③。ムホンは謀反の語のルビ、同、背本朝は謀叛の語の割り注である。ここでは謀反（ムヘン）と謀叛（ムホン）の読みも意味も混同されている。鎌倉初期に増補された『伊呂波字類抄』も、無の篇の疊字の中に謀叛をおき「謀叛、反同」と記している^④。反同（謀反も同じ、の意味）も割り注。

軍記物語の傑作『太平記』は、複数の作者の手で何段階かの書き継ぎをへて、室町初期に成立したらしい。正中の変を描写する巻第一も、元弘の変を描写する巻第二、巻第三も、謀反・謀叛の二語を何ら区別することなく併用している^⑤。手元の『太平記』の底本は慶長八年（一六〇三年）の古活字本ながら、古活字本には特別の作為なく元の写本中の反の字・叛の字が保存されているだろうと想像される。

問題は『太平記』が、後醍醐天皇の倒幕の企てを謀反・謀叛と表現していることである。律は謀反の対象たる君主がその行為者の地位にたつことは無論、君主が謀叛の行為者として偽王朝に従ったり蕃国に奔ったりすることも論理的に想定していないから、正中の変を描写して「君ノ御謀叛事ナラズバ」や「当今御謀反ノ事露頭ノ後」と表現しているのを目にすると、読者はぎょつとさせられる。正に奇語である。

この点について、ずっと昔、法制史家の滝川政次郎氏が「鎌倉時代の謀反罪が王朝時代の謀反罪と異なる点は、王朝時代の謀反罪が一天万乗の天皇に対する謀反罪なるに反して、鎌倉時代の謀反罪が鎌倉将軍又は執権に対する謀反罪であることである。故に後醍醐天皇が幕府の討滅を謀り給ふた正中の変の如きは、朝廷の律に拠れば、執権の謀反であるが、鎌倉の式目に拠れば、天皇の御謀反である。日本の国体から云つて、天皇御謀反といふ程、本末を顛倒した話はないが、南北朝時代の人は皆斯ういふ不都合な言葉を使つてゐたやうである」と説明している。^⑦ 鎌倉時代の謀反罪が将軍や執権に対するものだというのは一面的な見方であり、御成敗式目が律の上位にあつたわけでもなく、この説明は粗雑で首肯しがたい。その頃の人々が皆こつこつ不都合な言葉を使つていたようだというのも、僅かに『太平記』から二、三の例をあげるにすぎない。

これも昔、国文学者の釜田喜三郎氏は『太平記』巻第一の謀叛の語の初出の、日野俊基が「謀叛ノ計略ヲ回サント思ケル処ニ」の箇所⑧に補注をふし「この時代の『謀反』は臣が君に背く意には使つてはいない。単に兵を挙げることを『謀反』と称した」と記している。^⑧ 単純で明快ながら、右の「君ノ御謀叛事ナラズバ」や「当今御謀反ノ事露顕ノ後」⑨にあてはめると「天皇が挙兵する」こととなり、この説明も十分でない。

玄慧・小島法師ら、足利直義に近い学僧の手になる『太平記』と異なり、二条良基辺り、北朝の上級公家が作者に擬される歴史物語の秀作『増鏡』は、後醍醐天皇の倒幕の企てを描写して謀反や謀叛の語を使用しない。そのような言葉は必要なく、擬古文体を以て、正中の変の「事の起こりは、御門世を乱り給はんとて、かの武士どもを召したる也とぞ、いひあつかふめる」と表現している。^⑨ それより遡る承久の乱も、後鳥羽上皇の倒幕の企てを描写して「院の思し構ふる事、忍ぶとすれど、やうやうもれ聞こえて、東さまにも、その心づかひすべかんめり」という書き振りで

ある。¹⁰⁾

国文学史の通説は『増鏡』と『太平記』の成立をほぼ同時代だとみている。公家は正中の変を「天皇が世を乱そうとした」と表現し、武家方の学僧は「天皇が謀叛しようとした」と表現した。天皇の謀叛という表現が『太平記』にしか登場しない以上、これがその頃の人々の通念だったかというところ、おそらく違うだろう。承久の乱から一〇〇年に及ぶ朝廷と幕府の均衡を、後醍醐天皇は打破しようとした。元弘三年（一三三三年）幕府滅亡という朝廷の悲願達成の経緯を後世に伝えようとする『増鏡』でさえ、これを捉えて天皇が世を乱そうとしたと表現した。天皇は安定した政治社会の秩序を覆そうとしたのだから、公武をとわず、この表現の方が人々の思いに近かったのかもしれない。

(1) 笹川臨風「謀叛論」一頁。この「謀叛論」は、田岡嶺雲『明治叛臣伝』（日高有倫堂、一九〇九年）の序文である。嶺雲の書物は、河野広中や奥宮健之らを論じたものである。

(2) 日本思想大系『律令』（岩波書店、一九七六年）四八九頁の、「謀反と謀叛」の補注。

(3) 前田育徳会尊経閣文庫編『色葉字類抄』二巻本（八木書店、二〇〇〇年）二二〇頁。本書は、原本の写本（年代不明）を鎌倉後期・室町前期の二度の伝写をへて、永禄八年（一五六五年）に書き写したものである。ちなみに、小学館国語辞典編集部編『精選版日本国語大辞典』第三巻（二〇〇六年）は、むほん【謀叛・謀反】の項（九〇〇頁）で『色葉字類抄』が「謀叛ムホン、背朝也」と「謀反ムヘン、賊乱分」を区別することを記している。検索の仕方に誤りがあるのか、この区別は前田本の『色葉字類抄』にみあたらない。後者の語釈は「賊、分を乱す」とよむ。

(4) 日本古典全集復刻版『伊呂波字類抄』第五（現代思潮社、一九七八年）无、四一葉裏。なお（復刻版の）原本は一九三〇年の発行。

(5) 日本古典文学大系『太平記』第一巻（岩波書店、一九六〇年）を参照すると、巻第一は謀反の語を三回、謀叛の語を七回

使用し、卷第二、卷第三併せて謀反を四回、謀叛を三回使用している。

(6) 注(5)四八頁、七〇頁。当今（トウギン）は今上天皇のこと。

(7) 滝川政次郎「内乱罪・謀反罪の字義及び沿革」（歴史公論第二卷第二号、一九三三年）一一三頁。引用中、謀反・謀叛の表記は原文どおり。

(8) 注(5)四三頁、四三四頁。補注の、謀反の表記は原文どおり。

(9) 日本古典文学大系『神皇正統記・増鏡』（岩波書店、一九六五年）増鏡・四三〇～四三二頁。御門は後醍醐天皇。

(10) 注(9)増鏡・二七二頁。東（ひんがし）ざまは、意味が特定できない。

一 公家法の謀反

(一) 前史

鎌倉幕府は平氏政権と戦う過程で誕生した。源氏将軍は三代で断絶したが、幕府は承久の乱（一二二一年）で朝廷を武力で制圧した。もともと、幕府の成立により、あるいは承久の乱の敗北により、朝廷の全国支配の枠組みが解体したわけではない。すなわち、幕府が朝廷に取って代わったのではなく、幕府の法（武家法）が律令より上位の席をしめたのではない。後者は北条泰時が弟の重時への書状の中で、御成敗式目は武家のために編纂したもので「これによりて京都の御沙汰、律令のおきて聊も改まるべきにあらず候也」と記した^①ことを想起すればよい。ここでは、この式目や追加法の謀叛を考察する前提として、律の謀反・謀叛を一瞥する。

古代日本の律（大宝律・養老律）が八虐の第一に「国家を危うくせんと謀る」謀反、第三に「国に背き偽に従わん

と謀る」謀叛をおいたことは、広く知られている。謀反の刑は皆（首従の別なく）斬、謀叛は（首は）絞で、どちらも縁坐する範囲が古代中国の律（唐律）より狭い。大雑把な話、前者は近代日本の大逆罪・内乱罪にあたり、後者は主として外患罪、一部は内乱罪にあたる。

奈良時代の正史たる『続日本紀』は、幾つもの謀反の事例を記載している。戦いの中で斬りすてた藤原広嗣や藤原仲麻呂を別として、朝廷は、長屋王（聖武天皇への謀反）を自尽させ、和氣王（称徳天皇への謀反）を絞殺し、井上内親王（光仁天皇への謀反）を皇后位からおい、氷上川継（桓武天皇への謀反）を流刑とした¹²。これらは、それぞれ事情があつたにしても、律の定める斬刑より軽い。

保元の乱の後始末として、朝廷は、平清盛をして叔父の忠正を六波羅で斬らせ、源義朝をして父の為義を船岡山で斬らせた。鎌倉時代に成立した『保元物語』は、右大臣の中院雅定が嵯峨朝に藤原仲成を遠流（実は死罪）に処して以後「本朝に死罪をとゞめられて年久（ひさしく）成ぬ」として遠流を主張したのに、信西が強く反対し、平忠正や源為義をはじめ、多くの人の斬刑を行わせた¹³と記している。

平安初期に突発した薬子の变（八一〇年）のさい、朝廷は、兄の藤原仲成を首謀者として、紀清成らに命じて監禁する右兵衛府の中で射殺させた¹⁴。あるいは、逃亡を図ったので射殺させたのかもしれない。詳細は不明ながら、それ以後、保元の乱（一一五六年）で死刑が行われるまで、約三五〇年も死刑が停止されたというのが、法制史の通説である¹⁵。この見方は、右の『保元物語』の記す、寛刑説の論拠をなぞるものである。

承和の変で謀反にとわれた伴健岑や橘逸勢は遠流となり、応天門の変で大逆（八虐の第二の謀大逆は首が絞、大逆は皆斬）にとわれた伴善男らも遠流となった¹⁶。平安中期の安和の変のさい、源満仲が謀反人として密告した橘繁延ら

も遠流に処された。同じく平安中期、花山上皇に矢を射らせた藤原隆家らも流罪の形で左遷された。すなわち、謀反についても大逆についても、朝廷は死刑を行うことがなかった。

もつとも、法制史家の利光三津夫氏は、平安後期の歴史書『日本紀略』から、朝廷が死刑を停止する中、平安中期に検非違使が強盗を、追捕使が海賊を捕え斬首して首を獄門にかけた記事を紹介し、朝廷がこれらを勸賞したことを指摘して「検非違使、追捕使が犯人を捕えて、死刑を専断した」という¹⁷⁾。賊盜律強盜条は仗(武器)をもった強盜は未遂でも遠流、既遂なら賊一〇端以上は絞、傷人は斬と定めているから、確かに強盜の多くや山賊・海賊の類は死刑となつて然るべき輩である。しかし、これらはおそらく、捕縛のさい反撃にあい官人がとつた処置(殺害)や、その延長上の処置(獄門)であり、官人による死刑の専断ではなかったのではないか。律の逸文をみると、捕亡律の中に罪人持仗拒捍条があり、捕縛のさい罪人が仗をもち拒捍すれば格殺し(闘つて殺し)逃走すれば逐つて殺すと定めている¹⁹⁾。

保元の乱に続く平治の乱のさいも、朝廷は、敗者を斬刑に処した。これも鎌倉時代成立の『平治物語』は、謀叛の首謀者たる藤原信頼を六条河原にひきだしたが、覚悟がきまらないため斬り手が斬れず、搔き首にした様子を描いている²⁰⁾。中世の開幕をつげる、武者を投入した政權争奪の二つの乱の後始末として、朝廷は、三五〇年近い死刑停止を撤回したのである。

(二) 鎌倉開府以後

後白河上皇院政下の朝廷が、源義経らの搜索を名目とする源頼朝の求めに対して守護・地頭をおくことを認めたの

は、文治元年（一一八五年）十一月のことである。⁽²¹⁾これは、朝廷が入京した頼朝の代官たる北条時政の率いる軍勢の力に屈したためである。頼朝はその後、公家勢力や寺社勢力の抵抗の中、幕府が全国的に軍事権・警察権を掌握することに努めた。頼朝が征夷大將軍に就任したのは、建久三年（一一九二年）七月のことである。

朝廷はなお、京都の警察権や全国の裁判権（関東を除く）を手の内にしてきた。ところが、文治二年二月、在京の北条時政が、洛中の群盗一八人を六条河原で斬首した。時政は郎従に「およそ此の如き犯人は使庁（検非違使庁）に渡すべからず。直ちに刎刑に処すべし」と命令したという。⁽²²⁾翌三年九月、鎌倉から派遣された下河辺行平は、尊勝寺辺で捕縛した奇怪の者八人を、時政の前例どおり斬首したのである。⁽²³⁾

保元・平治の死刑停止の撤回にもかかわらず、朝廷は、これら武者による手荒な斬首に釈然としないものがあつたのだろう。建久二年四月、朝廷は、近江守護の佐々木定綱や二男定重と争つた延暦寺の衆徒が、神輿を奉じて定重らの身柄を引き渡せ（殺害する）と強訴してきたのをはねつけ、佐々木父子らを流刑とした。朝廷はこのとき、後白河上皇の院宣の中で「およそ件の刑法（死刑）は嵯峨天皇以来停止の後、多くの年代をへた」という認識の下に「遠流の罪として再び帰ることなく、禁固の法として徒年をみたせば、死罪にあらずと雖も、さらに勝劣はなきか。よつて遠流を以て死罪に比し、禁固を以て斬刑に代える」と、⁽²⁴⁾死刑を回避した事情を記している。禁固というのは、定重の命により日吉社宮仕え法師らを傷つけ誤つて神鏡を破損した、実員法師、井伊真（直か）綱ら郎従五人に科した禁獄のことをいう。

同二年十一月、朝廷は、検非違使をして六条河原で強盗一〇人を鎌倉方へ引き渡させた。洛中の強盗は捕縛されても死刑停止のため再犯するので、関東へ押送し夷島（えぞがしま、北海道）へ流してしまおうと、源頼朝が申しでた

のである。公卿の一人は日記の中に「これまた死罪にあらず。將軍の奏請と云々。人以て甘心す」と記した⁽²⁵⁾。甘心すは快く思うことで、これも死刑停止の慣行を是認する心情を示している。

ところで、平安中期以降、朝廷は、旧来の律令と別に、太政官符・宣旨などの形式で「新制」を發布して、それにより政務に臨んだ。建久二年三月、朝廷は後鳥羽天皇の宣旨(新制)を發布した。天皇は年少で、実権は後白河上皇が握っていた。全一七条の第一六が「一、京畿・諸国の所部の官司をして、海陸の盜賊ならびに放火を搦め進めしむべき事」で、内容は次のようである⁽²⁶⁾。

仰す。海陸の盜賊・閭里の放火、法律罪を設け格殺悪を懲らす。しかるに頃者(このごろ) 奸濫なお繁く、嚴禁に拘らず、水浮陸行往々にして縦横の犯頻りに聞こえ、掠物放火比々として賊害の制いまだ止まず。ただに強窃の科を成すのみならず、兼てまた鬪殺の辜(つみ)に涉る。これ法官緩(おこた)りて糺さず、凶徒習いて畏れなきの致すところなり。自今已後、慥かに前右近衛大將源朝臣ならびに京畿・諸国の所部の官司等に仰せて、件の輩を搦め進めしめよ。そもそも度々使庁に仰せらるると雖も、有司怠慢して糺弾に心なし。もしなお懈緩せば、処するに科責を以てせよ。もしまた殊功あれば状に随つて抽賞せよ。

海賊・山賊・放火の輩を捕縛せよという命令は、治承二年(一一七八年)七月の(山陰道諸国司あての)太政官符の中にもある。全一二条のうち第九がそれである⁽²⁷⁾。この官符も、後白河上皇の院政下のものである。建久二年三月の方は、治承二年七月のものに比べて、目につく特徴が二つある。一つは、諸国の国司と並んで源頼朝に追捕を命じていることで、おそらく諸国の国司よりも大きな成果が期待されたに違いない。今一つは、法官や有司と称して檢非違使らの懈怠を非難し、懈怠を戒飭していることである。しかし、平氏の落ち武者や木曾義仲・源義経らの残党が賊と

化している場合、檢非違使や国司らが容易に捕縛を進めることができただろうか疑わしい。

治承二年七月、建久二年三月、どちらも国司らに海賊・山賊・放火の輩の捕縛を命じるが、律の内容（賊盜律強盜条の構成要件）を改めるものではなく、律の定める刑を改めるものでもない。律の定める死刑を執行せよというものでなく、停止の慣行を継続せよというものでもない。寛喜三年（一二三一年）十一月、朝廷が発布した後堀河天皇の宣旨も、全四二条を数えるうち第三二、第三五に「諸国に仰せて海陸の盜賊を追討せしむべき事」と「京中の強盜を停止せしむべき事」を掲げている。²⁸ 前右近衛大将源朝臣に代わり四代將軍の左近衛權中将藤原朝臣が記されている以外、寛喜三年一月の新制も律を改めるものでもなく、死刑の執行や停止を命じるものではない。

源実朝が鶴岡八幡宮で殺された後、頼朝と縁続きのごく幼い藤原頼経が、幕府の求めにより新鎌倉殿として鎌倉に下向した。後鳥羽上皇が北条義時追討を五畿七道諸国に命じたのは、二年後の承久三年（一二二一年）五月のことである。このときの仲恭天皇の宣旨（読み下し）は、次のようである。²⁹ 四月に踐祚した天皇も幼く、朝廷は後鳥羽上皇の院政下にあった。

右弁官下す、五畿内諸国（東海、東山、北陸、山陰、山陽、南海、太宰府）

まさに早く陸奥守平義時朝臣の身を追討し、院庁に参り裁断を蒙らしむべき、諸国庄園守護人地頭等の事

右、内大臣宣す。勅を奉るに、近曾（さいつころ）関東の成敗と称し、天下の政務を乱し、纔（わず）かに將軍の名を帯すと雖も、なお以て幼稚の齡にあり。然る間かの義時朝臣、偏に言詞を教命に仮り、恣に裁断を都離に致し、剩（あまつさ）え己の威を輝かし皇憲を忘るるが如し。これを政道に論ずるに謀反と謂うべし。早く五畿七道諸国に下知し、かの朝臣を追討せしめ、兼てまた諸国庄園守護人地頭等、言上を経べきの旨あらば、各院庁

に参り、宜しく上奏を経べし。状に随いて聴断せん。そもそも国宰ならびに領家等、事を綸綍（ふつ）に寄せ、更に濫行を致すなかれ。緯（こと）これ厳密にして違越せざれてえれば、諸国承知し、宣に依りてこれを行え。

承久三年五月十五日

大史三善朝臣

大弁藤原朝臣

朝廷は、執権の北条義時を名指し、その主宰する幕府の政務に謀反という烙印をおした。これは無論、八虐冒頭におかれる謀反のことである。構成要件は「国家（天皇）を危うくせんと謀る」で、刑は首従の別なく、皆斬に処するのである。しかし、問題は、朝廷（京都方）が幕府（鎌倉方）を兵力で圧倒したとき初めて謀反の罪が成立し、義時の処罰が可能となることである。

幕府は反撃のため、東海道、東山道、北陸道の三方から大軍を上洛させた。六月一五日、北条泰時らの率いる鎌倉方主力が入京した。後鳥羽上皇は義時追討の宣旨を撤回し、官軍・賊軍の立場が逆転した。鎌倉後期、幕府関係者が編纂した『吾妻鏡』は、七月一日以降、鎌倉方の手による、京都方処罰の記事を掲載している。⁽³⁰⁾ 二日西面の武士四人を梟首したのをはじめ、五日一条信能を濃州遠山庄で斬首し、一二日追討宣旨の起草者たる藤原光親を駿州加古坂峠で梟首し、一四日藤原宗行を駿州藍沢原で殺害し、一八日藤原範茂を相州早河で水死させ、二九日源有雅を甲州稲積庄で殺害した。処罰の多くは関東へ押送する途中で殺したのである。さらに、同月九日踐祚して間もない仲恭天皇を退位させ、一三日後鳥羽上皇を隠岐へ、二〇日順徳上皇を佐渡へ出立させたのである。これこそ、幕府が律の謀反の罪の「反」を実行したものに外ならない。

- (11) 日本思想大系『中世政治社会思想』上巻（岩波書店、一九七二年）四〇～四一頁の、「北条泰時消息」。
- (12) 新井勉「古代日本の謀反・謀叛について」（日本法学第七八巻第一号、二〇二二年）第二節（二）律令制度盛期を参照。
- (13) 日本古典文学大系『保元物語・平治物語』（岩波書店、一九六一年）保元物語・一四一～一四二頁。
- (14) 新訂増補国史大系『日本後紀・続日本後紀・日本文徳天皇実録』（吉川弘文館、一九六六年）日本後紀・八七頁。菓子の変の直後、大同（五年）を弘仁と改元。
- (15) 利光三津夫「平安時代における死刑停止」二二八頁以下。利光『律令制とその周辺』（慶応通信、一九六七年）所収。布施弥平治『修訂日本死刑史』（巖南堂書店、一九八三年）一六二頁以下。
- (16) 新訂増補国史大系『日本三代実録』（吉川弘文館、一九六六年）一九九頁。善男らは、法（律）に随えば斬罪。それを一等減じられ遠流となった。
- (17) 利光・前掲論文二二二～二二三頁。利光氏のひく記事は、新訂増補国史大系『日本紀略・百鍊抄』（吉川弘文館、一九六五年）日本紀略後篇・一五四頁の惟文王による藤原斉明の梟首、一七四頁の追討使源忠良による海賊一六人の梟首、二六一頁の検非違使（氏名不詳）による強盗の梟首である。
- (18) 新訂増補国史大系『律・令義解』新装版（吉川弘文館、二〇〇〇年）律・六九～七〇頁。端は布の単位で、幅二尺四寸×長さ四丈二尺。なお、注（2）前掲『律令』五八一頁の、賦役令「端」の補注を参照。
- (19) 注（18）律・一六七頁。罪人の逃走するのを殺す場合、持仗・空手（素手）をとわない。
- (20) 前掲『保元物語・平治物語』平治物語・二四五頁。
- (21) さしあたり、永原慶二『源頼朝』（岩波書店、一九五八年）一三八頁以下。地頭の設置については、近藤成一「鎌倉幕府と公家政権」一四六頁以下。新体系日本史『国家史』（山川出版社、二〇〇六年）所収。
- (22) 新訂増補国史大系『吾妻鏡』前篇・新装版（吉川弘文館、二〇〇〇年）一九八頁。原文は（和風の）漢文。
- (23) 注（22）二七八頁。行平は、朝廷からの要請により、頼朝が洛中の群盗鎮圧のため千葉常胤と二人京都へ派遣した御家人である。上皇近臣の吉田経房は、行平らの上洛後、洛中が静謐となったと鎌倉に伝えてきた（同書二七七頁）。

- (24) 注(22)四四二頁。しかし、定重は、建久二年五月、衆徒の手により辛崎辺で梟首されたという（同書四四四頁）。
- (25) 日野資実『都玉記』建久二年一月二二日条。東京大学史料編纂掛（所）編『大日本史料』第四編之三（東京大学出版会復刻版、一九六九年）七四二頁。原文は漢文。なお、文暦二年（一二三五年）七月、幕府は、六波羅探題へ通達した追加法の
中で、夜討・強盗の張本は断罪せよ、その他枝葉の輩は夷島へ流すから関東へ送れ、と命じている。佐藤進一ら編『中世法制史料集』第一卷鎌倉幕府法・補訂版（岩波書店、一九六九年）九九頁。
- (26) 日本思想大系『中世政治社会思想』下卷（岩波書店、一九八一年）二二〇～二二二頁。原文は漢文。
- (27) 佐藤進一ら編『中世法制史料集』第六卷公家法・公家家法・寺社法（二〇〇五年）一六〇～一七頁。
- (28) 注(27)九五頁、九六頁。原文は漢文。
- (29) 前掲『大日本史料』第四編之十五（一九七二年）九二〇～九二二頁。原文は漢文。内大臣は源通光。將軍とあるが、鎌倉殿のこと。藤原頼経の將軍宣下は承久の乱後、嘉禄二年（一二二六年）一月。教命は鎌倉殿の命。皇憲は朝憲と同じく朝廷の法。国宰は国司。綸綍は天皇の言葉。緯は宣旨の内容。大弁は藤原資頼。
- (30) 注(22)七九二頁以下。『吾妻鏡』は、承久三年七月一日条で「合戦張本衆公卿以下の人々、断罪すべきの由宣下の間、武州早くこれを相具し、関東に下向すべきの旨、面々の預人等に下知す」と記している（七九二頁）。武州は武蔵守泰時。

一一 武家法の謀叛

(二) 御成敗式目

貞永元年（一二三二年）八月、幕府は、執権北条泰時の下で、太田康連ら法曹系評定衆を中心とする、御成敗式目の編纂を終了した。後のことながら『吾妻鏡』は、この式目を律令と比べ「彼は海内の亀鏡、是は関東の鴻宝」だと

評価している。⁽³¹⁾ 全五一条中、謀叛の語が含まれるのは、第三、第九、第一一の三条である。第三は守護(人)の職務たる大犯三方条の一つとして、第一一は妻女の所領没収を招く夫の罪過の一つとして、それぞれ謀叛の語が記されている。これに対して、式目のうち第九の規定が、謀叛を正面から定める唯一のものである。第九(読み下し)は、次のようである。⁽³²⁾

一、謀叛人の事

右、式目の趣兼日定め難きか。且は先例に任せ、且は時議によりこれを行わるべし。

式目の趣は本条の趣旨ないしは内容、兼日はあらかじめ、時議(時儀)はその時々状況に対応する判断のことという。第九の規定は、謀叛人については前以て内容を定められない。謀叛人の概念(謀叛の構成要件)も、その刑も定められない。そのため、一方では先例に従い、また一方ではそのときの判断により裁判を行うべきである、というだけのことである。

中世史家の笠松宏至氏は、式目編纂の経緯について、北条泰時の下でまず五一カ条の篇目(事書き)が決定された後、それらに対応する内容(本文)が編纂参加者に諮問され、答申案について審議が行われた。そのさい「謀叛人の事」の規定は、第一〇の「殺害・刃傷罪科の事」の前におかれるべき「第一の重大犯罪であり、篇目の一つとしては逸することのできぬ事項であったが、実質的な処分規定を立案し得ぬまま、公布せざるを得なかつたのであろう」と推測している。⁽³³⁾ 式目は全条文を整然と分類し配列するものではないが、社寺を巻首として、守護・地頭の権限、所領知行、刑事、所領譲与、訴訟手続き、再度刑事などという順序で、およその分類を行っている。律が八虐冒頭に謀反をおいたのと同じように、式目も刑事の群の冒頭に謀叛の規定をおこうとしたことは十分考えられるから、この推測

はおそらく正鵠を射ている。

御成敗式目は、幕府が訴訟を裁断する裁判規範として編纂された。そのため、式目は、幕府の支配の及ぶ武家社会を適用対象とした。第六「国司・領家の成敗は関東御口入に及ばざる事」という一条は、幕府が朝廷や本所の訴訟に容喙しないことを示したものである。このことは、第九の謀叛人の規定に具体的な内容を記すさい、律の謀反（国家を危うくせんと謀る）に倣うなら、鎌倉殿（将軍）に反逆を謀る、と記すことを意味した。

北条時政は将軍源実朝の年少期に執権としてその権限を代行し、泰時も将軍藤原頼経の年少期に執権として権限を代行した。泰時は頼経が長じても幕府の実権を掌握しつづけた。しかし、鎌倉殿の存在からは、時政も泰時も御家人の一人でしかない。式目の中に謀叛人の規定をおくとしても、執権に対する反逆を文字として記すことは、到底困難なことである。執権はただ幕府機構の上層部の一人として、広い意味の謀叛の対象となるに止まる。すなわち、式目の中に謀叛人の規定をおき、鎌倉殿（将軍）に反逆を謀ると記す場合、それは鎌倉殿その人に対する危害と、鎌倉殿の位（幕府の権力や機構）に対する攻撃を含むこととなる。

もつとも、執権のことは二義的な話である。これを外して、編纂者は単純に、第九で「鎌倉殿に反逆を謀れば死罪に処せらるべし」と記せばよかつたのではないか。ところが、問題はそう簡単なことではなかつた。なぜなら、守護の職務を掲げて広く知られる、第三「諸国守護人奉行の事」は、文頭「右、右大将家の御時定め置かるる所は、大番催促・謀叛・殺害人（付たり、夜討・強盗・山賊・海賊）等の事なり」と記している。この謀叛人は鎌倉殿に対する謀叛人でなく、朝廷に対する謀叛人、公家法という謀叛人だったに違いない。平安後期以降、律の謀反・謀叛の概念が混同されたことを考えれば、第三の規定中の謀叛人は律の謀反人だったに違いない。

繰り返しとなるが、源頼朝は、文治元年十一月、謀叛人たる源義経らの搜索のため朝廷から守護・地頭をおくことを認められた。さらに、建久二年三月の新制により海賊・山賊・放火の輩の追討を命じられた。朝廷の有する全国の軍事権・警察権を担うことで、幕府は朝廷の地方機構にくいこんだのである。³⁴この意味で、守護が職務の一つとして追捕する謀叛人は、本来は朝廷に対する謀反人だった。

義経が奥州平泉へおち、その義経を藤原泰衡が急襲して殺害した。文治五年七月一九日、頼朝は藤原氏追討のため大軍を率いて鎌倉を發した。頼朝は二月、三月、六月と三度、泰衡追討の宣旨を下されるよう求めたが、後白河上皇が渋ったため、勅許なしに出陣した。朝廷が後鳥羽天皇の宣旨を發したのは、同じ七月一九日。その後、八月平泉が陥落し、九月初め泰衡は自らの郎従に殺害された。志波郡に逗留する頼朝に宣旨・院宣が届けられたのは、九月九日のことである。宣旨は泰衡らの「結構の至り、既に逆節に涉らんとするか」と反逆を認定し、頼朝に命じて「その身を征伐し、永く後の濫れを断て」と記されていた。³⁵すなわち、関東の背後を扼する奥州の雄、藤原氏を打倒しようとする頼朝には、泰衡らが朝廷に対する謀反人だという構図が必要だった。頼朝の担う全国の軍事権・警察権も、式目
が守護の職務の一つとする謀叛人の追捕も、朝廷の存在を抜きにして成立しなかったのである。

結局のところ、編纂者は、第九の謀叛人の内容として、鎌倉殿（將軍）に反逆を謀るとは記せないし、鎌倉開府の頃に遡って国家（天皇）を危うくせんと謀るとも記せない。しかも、厄介なことには、編纂者の記憶の中に承久の乱の事後処理のことがあった。朝廷は北条義時を謀叛人として兵を募り、幕府打倒を計った。しかし、鎌倉方の軍勢が入京した時点で官軍・賊軍の立場が逆転し、鎌倉方が敗者たる京都方の処罰を行い、処罰は仲恭天皇の退位、後鳥羽上皇・順徳上皇の配流にまで及んだ。このような処罰の内容は、律の定める謀反の罪の概念をこえる、いわば超法規

的なやり方だった。朝廷の存在を前提とする謀反の概念自体が破綻していたのである。

有名な北条義時・泰時の話をのせているのは『増鏡』である。鎌倉を発した泰時が翌日単騎たち帰り、もし後鳥羽上皇自ら軍兵を率いてくるのに出会ったらどのように進退すればよいかと尋ねた。義時は「まさに君の御輿に向ひて弓を引くことは、いかゞあらん。さばかりの時は、かぶとをぬぎ弓の弦を切りて、ひとへにかしこまりを申て、身をまかせ奉るべし。さはあらで、君は都におはしましながら、軍兵を給せば、命を捨てて千人が一人になるまでも戦ふべし」と教えたというのである。³⁶ 作者が果して何を典拠としたのか。承久の乱後、幕府が容赦なく上皇・天皇を処罰したことから、この話の虚構性は歴然としている。

もつとも、鎌倉開府の少し後、謀反（謀叛）の語が朝廷の存在を前提としない例がある。藤原定家は後鳥羽上皇の知遇をえた歌人で、京都にいながら源実朝の和歌を指導した人でもある。この定家が日記の中で、將軍に対する反逆のことを謀反と記している。建暦三年（一二一三年）五月の和田合戦は、和田義盛が同年二月の泉親衡の乱の処罰を不満として実朝の御所や北条義時邸などを襲撃したが、同族の三浦氏の裏切りにより、鎌倉を戦場として一族とともに滅亡した事件である。定家は、数日後上皇の御所で一条信能から事件のことをきき、義盛は「去んぬる春謀反の者結党の由、風聞落書等あり。件の義盛その張本たり」と記しているし、八月には、巷説として「関東謀反の輩、將軍の幕下を夜襲し、すでに以て滅亡す云々」と、実朝が殺害されたという風説を記している。³⁷ これでは、編纂者が単純に反逆を謀ると記せば、朝廷・幕府を通じて網をかけられたのかもしれない。

今一つ、式目の第九は、謀叛人については、その刑も定められないというのである。しかし、遠く保元の乱、近くは承久の乱などの先例を想起すれば、原則は死罪に処せられるのだらう。第一〇の「殺害・刃傷罪科の事」が、当座

の諍論や遊宴の酔狂により思いがけず「もし殺害を犯せば、その身は死罪を行われ、ならびに流刑に処せられ、所帯を没収せられると雖も、その父その子相交わらずば、互いにこれを懸くべからず」とする刑の比較からは、謀叛の刑は死罪、罪状が軽いと認定されるときのみ流刑、と定めるべきだったのかもしれない。それを、式目は「且は先例に任せ、且は時議によりこれを行わるべし」として、謀叛の処罰について裁量の余地を確保したのである。なお、問注所系統の式目講義の筆録の一つは、この点について「且ハ依時儀ト云ハ、一定可殺者ナレトモ、一人殺テ大乱可起事ナレハ、ナダメユルシ、又殺マシキ者ナレトモ、一人殺テ悉クヨク可治事ナレハ、殺ス」と記している³⁸。

(二) 追加法

御成敗式目は、必ずしも体系的な法典ではなかったし、網羅的な法典でもなかった。幕府は、必要に応じて種々の事項に関する法令を立法し、関係者・関係機関へ通達した。式目を基本として、幕府が式目以後（少数ながら以前を含む）立法した法令を追加法という。現在主として追加集により多数の法令が伝えられているが、謀叛に関する法令は僅かである。

①貞応元年（一二二二年）四月、幕府は、承久の乱以後の「国々守護人ならびに新地頭、非法禁制・御成敗条々の事」を定めた。全六条中、第二の規定（読み下し）は、次のようである³⁹。

一、謀叛人追討の事

真偽を糾明し、実正に随い、沙汰致すべし。

②嘉祿三年（一二二七年）閏三月、幕府は、諸国守護・地頭の所務について定め、六波羅探題へ通達した。その中

に、次の一条（読み下し）がある。⁴⁰

そもそも謀叛・殺人の資財所従は、守護所の進止すべきなり。その跡田畠住宅は、預所・地頭あいともに沙汰を致せしむるべきなり。

①は義時の署名（これは下知状）で、②は泰時・時房二人の署名で発せられた。前者は謀叛人の概念を定めるものではなく、その刑を定めるものでもない。後者は謀叛人らの附加刑の扱いを定めるものである。式目第九は、これらを前提として「式目の趣兼日定め難きか。且は先例に任せ、且は時議によりこれを行わるべし」という内容となったのである。

③宝治元年（一二四七年）六月の宝治合戦は、源頼朝以来の有力御家人たる三浦氏を、北条時頼が外戚の安達一族らと一緒に攻撃し滅亡させた事件である。寛元四年（一二四六年）三月の時頼の執権就任直後、前將軍頼経を擁する時頼打倒の企てが露見し、幕府は、五月北条（名越）光時を伊豆へ流し、七月頼経を京都へ送り返した。三浦光村らの頼経鎌倉帰還論が、この年宝治合戦へ発展した。当主泰村邸は奇襲され、防戦のさなか煙攻めにあい、泰村・光村兄弟をはじめ一族は、頼朝の墓所の法華堂へ退き自刃した。ここで主たる人々二七六人、郎従らを含め都合五〇〇人が自刃したという。⁴¹時頼は次の追加法（読み下し）を、⁴²六波羅探題の重時へ通達した。

一、謀叛の輩の事

宗たる親類・兄弟等は、子細に及ばず召し取らるべし。その外京都の雑掌、国々の代官・所従等の事は、御沙汰に及ばずと雖も、委しく尋明し、注申に随い、追って御計らいあるべし。

（注）『吾妻鏡』宝治元年六月五日条

④右の追加法は、三浦氏が京都にしている雑掌や、三浦一族が守護たる国（相模、河内、讃岐、土佐）や所領の代官・所従は、御沙汰（命令）に及ばない、というものである。宝治合戦に関係しない人々に処罰を拡大する必要はなかった。ところが、この機会に乘じ、人身の追捕や財産・所領に対する狼藉があつたらしい。そこで六波羅探題は河州の守護代へ、次の追加法を通達した。⁴³ 途中まで③の追加法の繰り返しである。

一、謀叛之輩為宗親類兄弟者、不及子細可被召取。其外京都雜掌、国々代官所従等事者、雖不及御沙汰、委尋明、随注申、追可有御計之由（ここから読み下す）関東より仰せ下さるる所なり。この旨を存ぜしむるべし。しかるに謀叛の被官の輩と称し、左右なく追捕狼藉に及ぶの由、その聞えあり。事（こと）実ならば甚だ然るべからず。所詮その煩いを止め、子細を注申すべきの状件の如し。

宝治元年六月廿二日

相模守（重時）

河内国守護代

⑤右の追加法にもかかわらず、事態は沈静しなかつたらしい。そのため、幕府は、甲乙人（庶民）が左右（幕府の命令）なく追捕・狼藉に及ぶことをやめさせるよう、六波羅へ通達した。⁴⁴ 畿内・西国に散在する三浦氏の所領・所職が、庶民・雑人や非御家人により蚕食されている様子が想像される。なお、この追加法（読み下し）は重時が鎌倉に帰つて二日後の発令だから、重時のもち帰つた情報が発令の根拠となつたのかもしれない。

一、叛逆輩の縁者ならびに所従等の事。甲乙人等のため、事を左右に寄せ、煩いを成すの条、甚だ然るべからず。早くその儀あるべからざるの旨、下知を加えらるべし。承引せざる人々においては、注申せらるべきの状、仰せにより執達件の如し。

宝治元年七月十九日

左近将監 (時頼)

相模守 (重時)

相模左近大夫将監殿 (長時)

式目第九は謀叛人については前以て内容を定められないと記され、規定の内容は無に等しい。そのため、一方では先例に従い、また一方ではそのときの判断により裁判を行うべきである、というのである。その後、③④⑤の追加法は謀叛人に関する追加法ながら、式目第九を具体的内容を以て補うものではなかった。北条氏ないしは得宗家と有力御家人の抗争では、兵力や謀略の優越する前者が後者を圧して権力を掌握しつづけた。それにしても、鎌倉を舞台とする謀略や鎌倉を戦場とする抗争は、確かに多かつた。その大きな原因は源氏の血筋が三代で途絶え、鎌倉殿として幼い公家や皇族を招いた無理にある。将軍が長じると反得宗家の核となり、幕府は京都へ送還することを繰り返したのである。そのさい、将軍を逆興 (さかさごし) にのせ、御所からだしたという。七代将軍 (惟康親王) の京都送還について、公家を作者とする『増鏡』は「将軍宮こへ流され給」という表現を伝えている。⁴⁵ 律の謀反の罪の「反」を実行した承久の乱の記憶が鮮明なときは、式目第九の内容を定めることができなかつたし、将軍を罪人として京都へ送還する事態が生じては、追加法を発して内容を定めることはさらに難しいことだったに違いない。

(31) 前掲『吾妻鏡』後篇・新装版 (二〇〇〇年) 一一八頁。

(32) 注(11) 一三頁 (前掲『中世政治社会思想』上巻)。原文は漢文。本稿が参照する式目の条文は、本書所収のものである。

(33) 注(11) 四三三頁の補注。御成敗式目の (注解者・) 補注者は笠松宏至氏。

(34) さしあたり、西田友宏『鎌倉幕府の検断と国制』(吉川弘文館、二〇一一年) 一六頁以下。

(35) 注(22)三五〇～三五二頁(前掲『吾妻鏡』前篇)。宣旨中「結構之至、既涉逆節者歟」の結構は企て、逆節は反逆のことである。

(36) 注(9)二七三頁(前掲『神皇正統記・増鏡』増鏡)。上皇の近臣や北面・西面の武士は弓箭兵仗の練習にあけくれたという記述を参照(同書二七一頁)。

(37) 藤原定家『明月記』建暦三年五月九日条、同年八月一日条。前掲『大日本史料』第四編之十二(一九七二年)四九六～四九七頁、五六五頁。原文は漢文。信能の情報では、義盛が泉親衡の乱の首謀者だという。

(38) 池内義資編『中世法制史料集』別巻御成敗式目註釈書集要(一九七八年)二二六頁。引用は「御成敗式目注、池辺本」による。濁点の有無は原文どおり。一定可殺者の一定(いちじょう)は、必ず。なお、六二四頁以下の解題を参照。

(39) 前掲『中世法制史料集』第一卷鎌倉幕府法六一頁。原文は漢文。

(40) 注(39)四六九頁。原文は漢文。

(41) 注(31)三八〇～三八二頁(前掲『吾妻鏡』後篇)。

(42) 注(31)三八三頁、注(39)一六〇頁。原文は漢文。

(43) 注(39)一六〇頁。所詮は、こうなったからには。

(44) 注(31)三九四頁、注(39)一六一頁。原文は漢文。この追加法は、父に代わる新六波羅探題として鎌倉を出立する北条長時に通達された。

(45) 注(9)三九三頁(前掲『神皇正統記・増鏡』増鏡)。益田宗「吾妻鏡の伝来について」三二四頁以下を参照。中世の窓同人編『論集中世の窓』(吉川弘文館、一九七七年)所収。

おわりに

律の定める謀反や謀叛は、朝廷の軍事組織が崩壊し、軍事的動員力が著しく低下した中世には、刑罰による制裁を期待できない、単なる法律用語と化した。武者の時代の幕を切って落したのは平清盛。武者の手で幕府を創建したのは源頼朝。頼朝は本来朝廷権力の篡奪者でありながら、一貫して朝廷に恭順の姿勢をとりつづけた。頼朝以来の幕府の姿勢を激変させたのが、承久の乱の事後処理である。幕府は、幼い天皇を退位させ、院政の主宰者たる上皇を遠島へ流した。これは、唯一の軍事組織たる幕府が謀反の罪の「反」を実行したものに外ならない。すなわち、承久の乱は正しく朝廷と幕府の力学を逆転させたのである。

とはいえ、幕府の成立や承久の乱の敗北により、朝廷の全国支配の枠組みが解体したのではない。朝廷は、依然として（関東を除き）全国を支配し、行政を行い、裁判を行った。しかし、実際に謀叛（謀反）がおきたら、朝廷にはそれを追捕し鎮圧する実力がなく、全国の軍事権・警察権を委任された（篡奪した）幕府が代わって追捕し鎮圧するしかなかった。そのさい謀叛は、朝廷の存在を前提とするものだったに違いない。その意味では、謀叛の語は死語ではなく、生きている法律用語だった。もともと、天皇ないしは朝廷に対する反逆を、朝廷自らの軍事力を以て追捕し鎮圧し、朝廷自らの手で制裁を加えるという律の想定から、現実は大きく食い違っていた。

承久の乱後、幕府は御成敗式目を編纂し、その中に謀叛人の篇目をおいた。篇目をおきながら、謀叛人については前以て内容を定められないとしたから、その内容は無に等しかった。幕府は式目のほか、謀叛に関する少数の追加法を立法したが、おそらくそれらは、式目の謀叛人の篇目を具体的内容を以て補うものではなかった。幕府は何か事が

おきたら、先例を参考として、容易に謀叛人だとして制裁を加えることができたのである。

式目は武家社会を適用対象としたから、謀叛人の篇目をおくなら、鎌倉殿（将軍）に反逆を謀ると記せばよかったのに、編纂者はそうしなかった。謀叛（謀反）の本来の概念にそって、天皇ないしは朝廷に対する反逆のことを記すこともしなかった。幕府は、承久の乱の事後処理で、いわば超法規的に天皇・上皇・京都方の公家・武士らを大量に処罰した。さらに、宝治合戦以後、摂家将軍・親王将軍を罪人扱いで京都へ送還した。これらのことは、式目の謀叛人の篇目に内容を記せなかった理由でもあり、内容を記さなかった結果でもある。承久の乱後、幕府が後堀河天皇を擁立したばかりか、その第一皇子四条天皇が夭折すると、次に後嵯峨天皇を擁立した。持明院統・大覚寺統の迭立が行われた後も、幕府の意向が皇位決定を左右した。幕府が外から干渉して、朝廷の主宰者を誰にするかを決定する力をもったのである。北条氏の後継たる足利氏、その学僧が「天皇御謀叛」の奇語を使ったのも、故なしとしない。

